

3 用語の説明

(1) 法人の種類及び課税所得の範囲

イ 内国法人…国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(イ) 公共法人…法人税法別表第一に掲げる法人＝法人税の納税義務を有しない。

(例：国民生活金融公庫、住宅金融公庫、地方公共団体、日本道路公団、日本放送協会、日本貿易振興会)

(ロ) 公益法人等…法人税法別表第二に掲げる法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。(注)特定非営利活動促進法第2条第2項《定義》に規定する特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、公益法人等とみなされる(同法46①)。

(例：宇宙開発事業団、学校法人、小型自動車競走会、社会福祉法人、宗教法福祉法人、

宗教法人、商工会議所、農業共済組合)

(ハ) 協同組合等…法人税法別表第三に掲げる法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。

(例：漁業協同組合、信用金庫、森林組合、農業協同組合、労働金庫)

(ニ) 人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。

(ホ) 普通法人…上記以外の法人＝課税所得の範囲について特例はない。

ロ 外国法人…内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。

(2) 事業年度…法人の決算期間のことをいう。

(3) 資本金…事業年度末の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

4 法人税の税率

(1) 各事業年度の所得に対する税率

区分		適用年度	平2.4.1以後開始年度	平10.4.1以後開始年度	平11.4.1以後開始年度
普通法人	資本金1億円以下	年800万円以下	28%	25%	22%
		年800万円超	37.5	34.5	30
	資本金1億円超及び相互会社	37.5	34.5	30	
協同組合等			27 (注)	25 (注)	22 (注)
公益法人等			27	25	22
人格のない社団等	年800万円以下		28	25	22
	年800万円超		37.5	34.5	30
特定の医療法人			27	25	22

(注) 特定の協同組合等で年10億円を超える所得に対しては26%(平成11.4.1前開始年度は30%)の税率が課される(措68の3)。

(2) 清算所得に対する税率

法人の区分		平2.4.1～平10.3.31の間で解散又は合併した場合	平10.4.1～平11.3.31の間で解散又は合併した場合	平11.4.1以後に解散又は合併した場合
解散法人	普通法人	33%	30.7%	27.1%
	協同組合等	24.8%	23.1%	20.5%
被合併法人	普通法人	33%	30.7%	27.1%
	協同組合等	24.8%	23.1%	20.5%

(注) 被合併法人の清算所得に対する税率は、平成13年3月31日までに合併が行われた場合に適用される。

(3) 同族会社の留保所得に対する特別税率

課税留保金額(留保金額から留保金控除額を控除した金額)	
年3,000万円以下の額	10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額	15%
年1億円を超える金額	20%

(注) 自己資本比率(総資産に占める自己資本の割合)が100

分の50以下の中小法人(資本金1億円以下の青色申告法人)に係る平成15年4月11日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度については、留保金課税を適用しない。

(4) 土地の譲渡等がある場合の特別税率……5%
短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率……………10%
超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率……………15%

(注) 平10.1.1以降譲渡は、適用停止又は廃止

(5) 退職年金等積立金に対する税率

各事業年度の退職年金等積立金の額……………1%
平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については法人税を課さない(措68の4)。